

公益財団法人新潟県スキー連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人新潟県スキー連盟（以下「この法人」という。）と称する。

英文標記はNIIGATA SKIING ASSOCIATION（略称「NSA」という。）とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県小千谷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、スキー（スノーボードを含む。以下同じ。）の振興を図るため、スキー競技の促進とスキー技術の正しい普及発展を期し、スキー愛好者及び加盟団体の活動を推進・支援することにより、県民の体育文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スキー競技選手の育成強化と技能向上の機会の提供、新潟県スキー選手権大会及び各種スキー競技会の開催と後援に関する事
- (2) スキー学校の公認推薦と認定並びにその指導監督、各種研修会と検定会の実施及び公認資格の付与に関する事
- (3) スキー技術並びにスキー用具及び施設に関する調査・研究及びパトロールの養成、安全と傷害対策の樹立並びにその普及、実施に関する事
- (4) 優秀競技者及び優秀指導者並びに功労者等の顕彰に関する事
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(資産の管理)

第6条 この法人の資産は、会長が管理し基本財産のうち現金は、確実な金融機関等に預け入れ、会長が保管する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第10条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員15名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員4名、監事1名、事務局員1名、及び次項の定めに基づいて選任された外部委員3名の合計9名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
- (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者を含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦す

ることができる。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
- (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 前各号に定めるもののほか、評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事、監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3箇月以内に1回開催するほか臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた副会長が招集する。
- 3 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は、可否同数の場合に決する以外は、評議員としての決議に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長のほか出席した評議員のうちからその評議員会において選任された2名以上が記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第23条 評議員会の運営に関し、必要な事項は法令又はこの定款の定めによるもののほか、評議員会において別に定める。

第6章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 30名以上35名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長、1名を専務理事、5名以内を常務理事とする。

3 前項の会長を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない

4 各理事については、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は理事の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、この業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、その権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(名誉会長、顧問、及び参与等)

第31条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、顧問、参与、会友を置くことができる。

2 名誉会長は、本連盟の会長であった者で、理事会の議決にもとづき、会長が委嘱し、この法人の重要事項について、会長に意見を述べることができる。

3 顧問、参与、会友は、本連盟に貢献された者の中から理事会の議決により会長が委嘱し、会長及び理事会の諮問に応ずる。

4 名誉会長、顧問、参与等は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集し、議長となる。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた副会長が招集する。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、可否同数の場合に決する以外は、理事としての決議に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。(決議の省略)

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第37条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款の定めところによるほか、理事会において別に定める。

第8章 加盟団体

(加盟団体等)

第38条 この法人は、県内に存在する次の各号に該当するものを加盟団体とする。

- (1) 市・町・村又は地域に組織されたスキー団体
- (2) 企業又は職域内に組織されたスキー団体
- (3) 中学校体育連盟スキー部並びに高等学校体育連盟スキー部
- (4) その他、理事会の議決を経て承認されたスキー団体

(加盟及び脱退)

第39条 この法人の加盟団体になろうとするものは、理事会の議決を経て加盟することができる。

2 加盟団体が、この法人を脱退しようとするときは、その理由を付した届を提出し、理事会の決議を経なければならない。

3 加盟団体が第38条に掲げる資格を失ったとき、又は不相当と認めるときは、理事会の決議を経て脱退させ、又は除名することができる。

第9章 専門部会

(専門部会)

第40条 この法人の事業を推進するため、理事会の議決により専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、理事会に諮り、会長がこれを委嘱する。

3 専門委員は、総務本部、競技本部、教育本部の各部会を構成し、理事又は理事会の命ずるところにより、この法人の業務遂行に関する企画実施、意見具申を行う。また会長の諮問する事項に関する研究・調査の結果を答申するものとする。

4 専門部会に関する事項は、理事会が別に定める。

第10章 事務局

(設 置)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営並びに職員その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法及び情報公開等

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、新潟県で発行される新潟日報紙に掲載することにより行う。

(情報公開)

第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は尾身孝昭とし、最初の業務執行理事は高橋喜平太とする。

別表第1 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	大光 銀行 小千谷支店 24,984,383 円
定期預金	銀行 支店 円
	銀行 支店 円
	銀行 支店 円
	銀行 支店 円

平成28年10月22日改正

平成29年10月14日改正

平成30年 5月25日改正

令和 6年12月25日改正